



手続きはお済みですか？ 幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請について (令和3年10月～12月分)

☎ 子育て教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線153・154)

次の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料の種類	必要な手続き	締め切り
①届出保育施設の利用料	10～12月分利用料償還払いの申請	申請書提出締め切り 令和4年1月31日(月)
②私立幼稚園の預かり保育利用料	※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。 ※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは、認定通知書に同封した書類をご覧ください。	
③認定こども園1号の預かり保育利用料		
④待機児童支援助成金	10～12月分の助成金申請 ●継続して対象の人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。 ●初めて申請する人、前回申請していない人は、役場子ども教育課で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となっており、届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例) 届出保育施設に通園 毎月 基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償⇒園に申請 差額の6,000円を④で申請⇒役場へ申請	

※いずれも、申請の対象かどうかわからないなどご不明な点がございましたら、子育て教育課へお問い合わせください。



新入学準備金(就学援助) 受給申請受付について

☎ 子育て教育課 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。

この度、令和4年度に新1年生(小学生・中学生)となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である新入学用品費(入学準備金)のみ3月に先行して支給を行います。

希望する保護者は、期間内に申請してください。

▶対象者

- 申請期間内に須恵町内で住居登録のある人で、令和4年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
- 就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人

※生活保護を受給している世帯は、対象になりません。

▶申請期間 2月1日(火)～2月16日(水)まで 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※申請期間を過ぎた場合は、対象となりません。

※2月16日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け。

▶申請場所 子ども教育課 2階窓口

▶持ってくるもの 印鑑(認印)、校納金振替口座を希望する通帳(西日本シティ銀行または粕屋農協のみ)

▶提出書類 令和4年度新入学準備金受給申請書(子ども教育課2階窓口備え付け)

※令和3年1月2日以降須恵町に転入した世帯は、18歳以上の世帯全員の令和3年度所得証明書が必要です。

次の書類をお持ちの人は、各書類の提出が必要です。

- 児童扶養手当の証書(写し)
- 遺族年金・障がい年金受給金額がわかる書類(写し)

今回は「入学準備金のみ」の受給申請です。学用品費、給食費などの援助が必要な人は、改めて「令和4年度就学援助制度」の申請(6月予定)が必要です。



要介護認定による障害者控除対象者認定書について

☎ 福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線125)

本人または扶養している人が65歳以上で、介護保険の要介護認定者の場合は、福祉課が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

所得税・住民税の申告の際は、事前に福祉課で認定書の交付を受けてください。

▶対象者 令和3年12月31日時点で65歳以上で、介護保険の要介護1から5の認定を受けている人

※要支援認定の人は対象になりません。
※証明書発行にはお時間がかかる場合があります。
※障害者手帳などをお持ちの人は、手帳を提示して控除を受けることができます。

▶持ってくる物 介護保険被保険者証、印鑑
※代理申請者は、身分を証明する免許証などが必要です。



水道管の凍結にご注意ください

☎ 上下水道課 ☎ 932-1445(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線235)

寒さが厳しくなると水道管が凍結、破裂する恐れがあります。

凍結しやすい水道管

- 露出している水道管
- 風当たりの強い場所にある水道管
- 家の北側など太陽の当たらない場所にある水道管

水道管の凍結を防ぐには

- 露出している水道管には、保温材や布切れなどを巻いて直接冷たい空気に触れないようにしてください。(保温材はホームセンターなどで売っています。)
- 蛇口から糸状程度に、少し水を出したままにしてください。

※この場合の水道料金は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

水道管が凍結して水が出ない時は

- 自然に溶けるのを待つか、蛇口を開けタオルをあてて、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。水道管を叩いたり急にあつい湯をかけると、水道管が破裂しますのでご注意ください。
- 凍結してしまった時のために、やかんや風呂の浴槽などに汲み置き水を用意しておくに役立ちます。

水道管が破裂してしまった時は

まず、メーターボックス内にあるバルブを閉めて、須恵町指定水道工事店へ修理を依頼してください。水道メーターから宅内側の修理は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。



70歳到達予定者および後期高齢者のための医療制度説明会のお知らせ

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

- ▶日時 1月25日(火)
- ▶場所 保健センター 1階
- ▶対象者

70歳到達予定者のための医療制度説明会

(国民健康保険加入者のみ)
昭和27年1月2日～昭和27年2月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会
昭和22年2月1日～昭和22年2月28日生まれの人



町税の納付忘れにご注意ください

☎ 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線132・133)

1月31日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、キャッシュレス決済(PayPay、LINE Payなど)で納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分の引き落としがあります。預金残高にご注意いただきますようお願いいたします。

- ▶対象の税目 町県民税 4期分
国民健康保険税 8期分



令和4年度 配食サービス事業者募集

☎ 福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線128)

高齢者などに対して、手渡しでお弁当を配達する配食サービス事業者を募集します。

- ▶受付期間 1月5日(水)～18日(火) 9時～12時 13時～17時
- ▶業務期間 令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

▶申請方法 指定様式(福祉課窓口で配布)を1部提出

※ホームページからもダウンロードできます。

▶提出先 福祉課 高齢者福祉係